

令和5年調布市教育委員会第3回定例会会議録

1. 日 時 令和5年3月30日午後1時30分～午後3時19分（1時間49分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

教育長職務代理者 奈 尾 力

委 員 細 川 真 彦

委 員 福 谷 文 夫

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

1. 出席説明員 教 育 部 長 小 林 達 哉

教 育 部 副 参 事 兼

指 導 室 長 所 水 奈

教 育 部 次 長 阿 部 光

教 育 部 副 参 事 兼

図 書 館 長 高 橋 慎 一

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

教 育 総 務 課 副 主 幹 市 川 陽 介

教 育 総 務 課 副 主 幹 岡 本 広 美

学 務 課 長 丸 山 義 治

学 務 課 主 幹 福 山 武 志

指導室学校教育担当課長 三 井 豊

指導室教育支援担当課長兼

教 育 相 談 所 長 小 山 暢 子

指導室統括指導主事 門 田 英 朗

指 導 室 副 主 幹 坂 口 昇 平

指 導 室 副 主 幹 佐 藤 麻 美

社 会 教 育 課 長 中 川 恵 之

東 部 公 民 館 長 花 岡 裕

	東 部 公 民 館 副 館 長	鈴 木 秀 明
	西 部 公 民 館 長	神 戸 聡
	北 部 公 民 館 長	小 野 敏 希
	図 書 館 主 幹 兼	小 池 信 彦
	図 書 館 副 館 長	
	図 書 館 副 主 幹	長 崎 光 利
	図 書 館 副 主 幹	海 老 澤 昌 子
	郷 土 博 物 館 長	早 野 賢 二
	郷 土 博 物 館 副 館 長	御 前 智 則
1. 事務局出席者	教育総務課総務係主事	野 口 大 輔
1. 会議録署名委員	教 育 長	大 和 田 正 治
	委 員	細 川 真 彦

〈会議に付した事件〉

- 議案第13号 臨時代理の承認について（調布市教育委員会表彰について）
- 議案第14号 調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則
- 議案第15号 調布市教育委員会が管理する保有特定個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則
- 議案第16号 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第17号 調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第18号 調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第19号 調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令
- 議案第20号 調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令
- 議案第21号 調布市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令
- 議案第22号 調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第23号 調布市教育相談所処務規程の一部を改正する訓令
- 議案第24号 令和5年度調布市教育相談所事業計画（案）について
- 議案第25号 令和5年度調布市立公民館事業計画（案）について
- 議案第26号 令和5年度調布市立図書館事業計画（案）について

議案第27号 令和5年度調布市郷土博物館事業計画（案）について

議案第28号 調布市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第29号 調布市文化財保護審議会臨時委員の委嘱について

議案第30号 臨時代理の承認について（調布市教育委員会職員の人事異動について）

○大和田教育長 皆様、こんにちは。ただいまから令和5年調布市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

○大和田教育長 ここでお諮りいたします。本日審議いたします日程第3の議案第28号から議案第30号については人事案件であることから、審議を非公開といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、日程第3の当該議案につきましては、非公開とすることに決定いたしました。

日程第1 令和5年調布市教育委員会第3回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 これより日程に入ります。日程第1、令和5年調布市教育委員会第3回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、細川委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしく願いいたします。

日程第2 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。

報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、関口教育総務課施設担当課長から、令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料1をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして、3月10日現在の進捗状況の報告です。

前回の定例会以降、新たに契約した工事については、ありませんでした。

表の備考欄に完了検査実施日及び実施予定日を記載しておりますが、令和5年度に予算

を繰り越しました4件の工事を除きまして、本日までにすべて完了する予定となっております。

2ページを御覧いただきまして、No.11の工事につきましては、備考欄に*1と記載しておりますが、契約額を減額する契約変更を行いました。

3ページの最下段を御覧いただきまして、契約変更を行った理由ですが、工事実施に際し、既設の放送設備の詳細な調査を行い、一部施工内容の見直しを行いました。施工内容の見直しにより、当初の設計から工事費の減額項目が発生したため、資料に記載しました額のとおり、契約額を減額する契約変更を行いました。

続きまして、4ページをお願いいたします。No.1とNo.2の写真は、国領小学校給食室ほか改修工事の工事完了写真となります。

No.1は、調理室内の様子で、写真手前側に炊飯器が3台、奥手側に回転がまを5台設置しました。

No.2は、今回新たに整備しましたアレルギー対応専用調理室内の様子です。

No.3は、多摩川小学校、次ページ、No.4は、布田小学校での校舎増築工事の施工状況です。

No.3は、多摩川小学校での増築校舎の外観となります。1階の出入り口は、学童クラブ及び4月から「あそびバ」に名称を変更する放課後子ども教室「ユーフォー」専用の玄関となります。

続きまして、5ページをお願いいたします。No.4は、布田小学校での増築校舎の外観となります。

No.5は、八ヶ岳少年自然の家機械設備改修工事の施工状況で、トイレ内の写真となります。今回の改修工事で、各階のトイレを全面リニューアルしました。

No.6は、図書館染地分館改修工事の施行状況で、図書閲覧室内の様子となります。図書館染地分館は、染地地域福祉センターと併設しているため、施設を休館して工事を実施していました。3月17日に工事が完了し、4月からの開館に向けて準備を進めています。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、丸山学務課長から、調布市立学校における臨時休業の状況、新型コロナウイルス感染症新規感染者数について報告を願います。丸山学務課長。

○丸山学務課長 私からは、調布市立学校における臨時休業の状況、新型コロナウイルス感染症新規感染者数について御報告いたします。

感染状況は、今月に入り若干名の感染者で推移し、先週は0人でした。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者の報告はなく、また、既に新規休業期間中で臨時休業は未実施のため、特に資料はございません。

新型コロナウイルス感染症法の感染症法上の分類が、5月8日に季節性インフルエンザと同等の5類への移行を控えております。このことに伴った様々な取り扱い、変更等について、引き続き国や東京都の動向に注視して対応してまいります。

説明は以上となります。

○大和田教育長 次に、門田指導室統括指導主事から、令和5年2月における市内小・中学校の事故等の報告について、令和4年度調布市教育シンポジウムの報告について、令和6年度使用、調布市立小学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、以上3件の報告を願います。門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 私からは3点報告させていただきます。

まず初めに、1点目、令和5年2月における市内小・中学校の事故等の報告についてでございます。資料2を御覧ください。

令和5年2月は、小学校7件、中学校5件、合計12件になります。

小学校についてですが、①発生日、2月2日木曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故になります。対象児童は第2学年男子です。当該児童は、昼休みに友達と話をしながら後ろ向きに歩いていたところ、校庭の段差につまずき転倒しました。病院で受診をし、右足小指骨折の診断を受けております。

②発生日、2月3日金曜日、発生場所は公園、学校管理内の事故になります。対象児童は第4学年女子です。当該児童は、下校中に関係児童A、Bと3人で鬼ごっこをしていました。途中で関係児童Aが自宅へ向かう道へそれたため、関係児童Bと2名で鬼ごっこが続いている状態となりました。当該児童は、この時点で鬼ごっこが終わっていると思い、歩き出しましたが、鬼ごっこが終わっていないと思っている関係児童Bから、後ろからタッチをされる形で押され、転倒しました。地面に顔面を強打しております。病院で受診をし、顔面擦過傷の診断を受けております。

③発生日、2月6日月曜日、発生場所は教室、学校管理内の事故になります。対象児童は第3学年男子です。当該児童は、掃除の時間に、教室の窓側に関係児童Aと2人でおりました。関係児童Aが窓際に立てかけていた箒に、関係児童Bが運んでいた机の足が当たり、当該児童に箒が倒れました。倒れてきた箒の柄の先が当該児童の右眼に当たりました。

病院で受診後、保護者へ引き渡しを行っております。

④発生日、2月6日月曜日、発生場所は教室、学校管理内の事故になります。対象児童は第6学年男子です。当該児童は、体育の授業中、ハードルを走り越える際に、ハードルに接触し、右手を地面に着きました。病院で受診をし、右手首骨折の診断を受けております。

⑤2月17日金曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故になります。対象児童は第2学年男子です。当該児童は、体育の授業中、長縄を左右に小刻みに動かして、長縄を跳び越す運動を行っていました。長縄を持っていた関係児童が縄を強く引っ張った際に、持っていた手から縄が離れてしまい、当該児童の左眼に当たりました。病院で受診をし、左眼球打撲及び左前房出血の診断を受けております。

⑥発生日、2月21日火曜日、発生場所は花壇、学校管理内の事故になります。当該児童は第4学年女子です。当該児童は、児童数人で鬼ごっこをしていた際に、関係児童にタッチされた状態で押し倒されました。転倒した際、顔面を花壇の縁にぶつけました。病院で受診をし、左眼横切創の診断を受けております。

裏面に参ります。

⑦発生日、2月28日火曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故になります。対象児童は第6学年女子です。当該児童は、昼休みに友達としっぽ取り遊びをしていたところ、相手のしっぽを取るために、過って相手の腰に親指が当たりました。病院で受診をし、左手親指付け根脱臼骨折の診断を受けております。

続いて、中学校についてです。

①発生日、2月1日水曜日、発生場所はスキー場、学校管理内の事故になります。対象生徒は第1学年男子です。当該生徒は、移動教室におけるスキー講習中にバランスを崩し、左手を着いた状態で転倒しました。病院で受診をし、左手首骨折の診断を受けております。

②発生日、2月3日金曜日、発生場所は階段、学校管理内の事故になります。対象生徒は第1学年男子です。当該生徒は、下校するため、1人で階段を下りていたところ、足を滑らせ転倒、背中及び前頭葉付近を強打しました。病院で受診をし、頭部裂創の診断を受けております。

③発生日、2月13日月曜日、発生場所は廊下、学校管理内の事故になります。対象生徒は第1学年男子。当該生徒は、関係生徒と口論になり、関係生徒から蹴られ、バランスを崩して、左手を床に着きました。病院で受診をし、左手首骨折の診断を受けております。

④発生日，2月17日金曜日，発生場所は体育館，学校管理内の事故になります。対象生徒は第1学年男子です。当該生徒は，保健体育科の授業中，バスケットボールの試合をしていました。関係生徒とボールを追いかけていたところ，足が絡み合って転倒し，左手を床に着きました。病院で受診をし，左手首骨折の診断を受けております。

⑤発生日，2月28日火曜日，発生場所は体育館，学校管理内の事故になります。対象生徒は第1学年男子です。当該生徒は，保健体育科の授業中，バスケットボールの試合をしていました。関係生徒とボールを追いかけていたところ，足が絡み合って転倒，右足首をひねりました。病院で受診をし，右足首骨折の診断を受けております。

報告については以上となります。

続いて，令和4年度調布市教育シンポジウムについて報告いたします。資料3を御覧ください。令和5年1月28日土曜日，午前9時30分から午前11時50分までの間で実施をいたしました。当日は調布市文化会館8階映像シアターを会場に，来場による参加及びYouTubeによるライブ配信にて実施をいたしました。

今年度のテーマは，「これからの社会を生きる子どもたちのために学校と地域で何ができるか」，副題としまして，「コミュニティ・スクールの可能性」と題して実施いたしました。

参加者は，来場が50名，ライブ配信による視聴が132名，合計182名となっております。

内容としましては，初めに調布市の施策紹介を行い，次に文部科学省CSマイスター・竹原和泉氏を講師に招へいし，「コミュニティ・スクールの可能性」と題して講演を行いました。

続いて，パネルディスカッションを行い，5人の登壇者からテーマに沿ってコミュニティ・スクールの可能性について議論していただきました。

シンポジウム終了後の参加者からのアンケートでは，シンポジストの話がコミュニティ・スクールを行うことに前向きで，これからの学校と保護者や地域の在り方について，それぞれの立場でやれることや，やりたいことを率直に話をしていて，いいシンポジウムだったと思いましたがとのお声を頂戴いたしております。

次年度に向けて，引き続き調布市における教育施策周知及び取組の充実に努めてまいりたいと考えております。

報告については以上となります。

最後になります。令和6年度使用調布市立小学校及び小・中学校特別支援学級教科用図

書の採択についてでございます。

初めに、資料の訂正をお願いいたします。資料4の附則資料1、ページ数にして4ページ目になります。中段の任務の①のウ、「各教科・種目とも見本本が届いているす全ての教科書」の「全て」の前の「す」を削除願います。

2点目が、同じく任務の中の④の項目について、③番と重複しておりましたので、こちらも併せて削除をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料4から御説明させていただきます。

令和6年度使用教科用図書採択の方針は、令和5年度は令和6年度から使用する小学校及び令和6年度に使用する小・中学校特別支援学級の教科用図書を採択いたします。教科書採択に関する事務については、教科書無償措置法第10条に基づく東京都教育委員会の指導、助言を尊重し、その責任が調布市教育委員会にあることを明確にして行います。

教科書の採択に当たって、従来の研究の成果や教員及び有識者や保護者、市民の意見を反映させ、開かれた採択を推進いたします。

教科書の採択に当たっては、教科書調査運営委員会を設置し、委員に有識者や保護者を加えます。また、採択後は採択結果を公表し、調査研究資料等は公開いたします。

次に、資料4、附則資料1を御覧ください。1、(3)についてですが、採択に当たっては、小学校において使用する教科書については、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書以外の図書を使用する場合を除き、小学校用教科書目録（令和6年度使用）、こちらに搭載されている教科書のうちから全教科の教科書について新たに採択を行います。

特別支援学級において使用する教科書については、附則第9条本を使用する場合を除き、特別支援学校用教科書目録（令和6年度使用）。こちらに搭載されている教科書のうちから採択を行います。

特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、教科の主たる教材としまして、教育目標の達成上、適切な図書を選定いたします。

また、特別支援学級学級用一般図書の採択に際しましては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否、こちらについて十分考慮することといたします。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、留意する点について調査委員会に指導、助言をしております。

教科書の調査研究については、(5)を御覧ください。内容及び構成等について記載をいたしております。

次に、2、教科書採択に伴う組織及び任務についてでございます。

調布市教育委員会は、教科書採択事務が円滑かつ公正に行うことができるよう、教科書調査運営委員会、各教科教科書調査委員会及び特別支援学級用教科書調査委員会を設置いたします。

以下、(1)、(2)、(3)に組織とその役割を記載しております。

また、採択に係る事務日程の案については、資料4、附則資料2においてお示しいたしております。

報告については以上となります。

○大和田教育長 次に、早野郷土博物館長から、国史跡下布田遺跡整備基本設計について報告を願います。早野郷土博物館長。

○早野郷土博物館長 それでは、資料5を御覧ください。

まず初めに、記載に一部誤りがありましたので、御報告いたします。

まず1ページ目でございます。左側のボックス、「発見する」の中ですけれども、「創意工夫」という漢字が間違っております。修正をお願いしたいと思います。

それから、3ページをお願いいたします。3ページ、(1)のア、イ、ウの記号の送りですけれども、右側部分、ウ、エ、オとありますが、記号が重なってしまいますので、エ、オ、カということで送りの修正をお願いいたします。

それから、5ページでございます。同様に、(2)のイのところ。「創意工夫」というところの漢字の変換ミスがございましたので、こちらの修正をお願いいたします。失礼いたしました。

それでは、御説明させていただきます。

国史跡下布田遺跡整備事業につきましては、令和5年度は遺跡公園部分とガイダンス施設の基本設計を行いました。本日は、令和2年度に策定した整備基本計画に掲げる整備テーマを基本設計に落とし込むまでのコンセプトワークについて御報告させていただきます。

1ページ目を御覧ください。表の左側が整備基本計画の整備テーマ、右側が整備テーマを基本設計に反映させるために最も大事なことは何かということ、保存と活用のコンセプトと題し、まとめたものです。

整備テーマ、育むは、何度も訪れたい、みんなで育む意識を醸成するとしておりますので、その具現化に向けては、右側の(1)に記載のとおり、学芸員やそこで働くスタッフがつながりづくりの中核を担い、次世代へ継承していくこと、保存と活用の担い手づく

りに取り組むことが大切であると整理しています。

同様に、整備テーマ、感じるは、歴史学習の場、体験学習を通し縄文に思いをはせるとしておりますので、(2)に記載のとおり、展示への没入と余韻を楽しむ空間づくりや、子どもたちの主体的、対話的で深い学びに資するよう、学びを深めることが大事であると整理しています。

次に、整備テーマ、発見するは、現在の地域社会や暮らしを考える温故知新の場となれるようにという期待が表現されています。そこで、(3)に記載のとおり、縄文の造形美や、調査研究の知見を磨き上げ、創意工夫のある取組を呼びかけていきたいと考えております。また、地元地区協、自治会、地域福祉コーディネーター、市民ボランティアなど、地域とのかかわりを通じて、史跡の多面的な価値を活用しながら、地域の活力の向上にも寄与していきたいと整理しております。

次に、整備テーマ、縄文のふるさととは、ふるさと、くつろぎの場がキーワードとして述べられておりますので、(4)に記載のとおり、貴重な布田崖線の自然にくつろぎ、歴史を肌で感じながら歩く道のりが地域の宝として感じてもらえるよう、魅力ある空間づくりを行いたいと整理しております。

続きまして、2ページ、2、コンセプトを踏まえた空間づくりのポイントを御覧ください。こちらは(1)で、来園者目線での場面展開をイメージし、(2)で先述の保存と活用コンセプトごとに、空間づくりのポイントを整理しております。

ア、自然環境を保全する。場面展開アからエでは、空間づくりのポイントとしまして、史跡保存のための保護層の確保、閉鎖管理はしない開放型の公園、縄文の生育環境の再生、主要園路のバリアフリー、それ以外は土系舗装などをポイントとして挙げております。

同様にイ、学びを深める、場面展開オからサでは、園内の複製展示、解説板やAR等の活用、主要テーマを感じることができる展示、優しく、深く、面白くを心がけた解説文、余韻を楽しむ2階デッキ、発生する疑問や不思議を探る図書や映像資料、3クラス程度が回遊できるプログラム、空間機能などを挙げております。

ウ、つながりを育む、創意工夫を呼びかける、場面展開シからチでは、地元小学校や地域とのつながりを育むプログラム展開、市内回遊性確保のためのシェアサイクルの設置、体験学習室の貸出機能などを挙げています。

2ページ目の空間づくりのポイントを踏まえまして、ガイダンス施設の整備方針として整理したものが3ページ目、諸室ごとの機能と整備したものが4ページ目となります。

また、5ページ目は、史跡公園部分の整備方針をゾーンごとに一覧化しております。

最後に6ページ目、工事の対象範囲とスケジュールです。令和5年度は実施設計を行い、令和6年度以降、おおむね中央の青枠、左の緑枠、右の赤枠の順で順次工事を進めていく予定としております。

報告は以上となります。

○大和田教育長

次に、御前郷土博物館副館長から、令和5年度調布市武者小路実篤記念館事業計画（案）について報告を願います。

○御前郷土博物館副館長 令和5年度調布市武者小路実篤記念館事業計画（案）について報告いたします。資料6を御覧ください。

武者小路実篤記念館は、実篤の業績を検証し、広く市民の教養や文化向上に寄与するため、1ページの方針の(1)から(5)に掲げている事業を展開してまいります。その下、中ほどの展示活動では、関東大震災から100年を機に、当時の日記を中心としまして、実篤にとって禍福の多い年に注目した春の特別展と、実篤の著書や献呈本などを特集した秋の特別展を開催します。

また、所蔵品を中心とした企画展を4回開催し、実篤の幅広い活動や魅力を紹介する展示を行います。

次の普及活動では、郷土博物館や公民館を始め、市内施設との事業協力を深めながら広く情報発信し、実篤記念館の魅力を体感してもらう会としてまいります。

また、小・中学校を始めとする学校教育との連携については、学校で地域ゆかりの文化遺産である実篤と記念館に親しむ機会となる企画や、博学連携事業を推進してまいります。

資料収集及び保存並びに調査研究では、実篤関連資料を収集、整理し、適切な保存、管理に努めるとともに、情報発信基地としての役割を担うため、調査研究を進めてまいります。

2ページをお願いします。情報提供システムでは、収蔵品データベースの登録作業を進め、ホームページ等を活用し、さらなる機能の充実と利便性向上を図ってまいります。

以降、事業概要及び展示日程を記載しております。

最後に、4ページをお願いいたします。令和5年度につきましては、隔年で行っている館内整備のため、令和5年6月13日から6月30日までと、館内設備改修工事のため、令和5年11月28日から令和6年1月19日まで臨時休館を予定しております。

報告は以上となります。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑，意見を受けたいと思います。質疑，意見のある方はお願いいたします。千田委員。

○千田委員 2つ質問で，1つ意見があります。

1つ目の質問ですが，資料3，教育シンポジウムの報告についてです。私もこのシンポジウムに参加して，これからのコミュニティ・スクールをどう作っていくかという辺りはとてもいい内容だったなと思っているのですが，今回，参加者が来場50名，視聴132名と，少しこれは少ない，寂しいと思いました。

昨年のシンポジウムを見ていますと，昨年は1人1台の端末の活用のテーマだったので，オンデマンド配信などで1,784人視聴しているという報告があり，今年度，少し少なくてもったいないと思いましたが，その後の配信や，先日のこのシンポジウムの内容をより広く知らしめる手だてでは何か講じていらっしゃるのかということを知りたいと思います。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 委員の質問についてお答えいたします。令和4年度，今年度のシンポジウムについては，当日来場が50人，ライブ配信による視聴が132人，合計としましては182人という形になっております。

今年度については，当日のライブ配信のみという形での対応になってしまったのですが，委員がおっしゃるように，広く周知を行う方法について，次年度に向けてしっかりと検討していきたいと考えております。

なお，これとは別に，学校の教職員向けに1週間程度公開させていただいていますが，学校以外にも広く周知を図っていくといった方法について検討してまいりたいと考えております。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 分かりました。初めての力を入れた取組だと思うので，ぜひ情報については，多くの人に周知できるような工夫をお願いしたいと思います。

2つ目の質問は，下布田遺跡の整備，基本設計，資料5になります。この中で保存と活用コンセプトのところ，育むというところに「何度も訪れたい」という言葉があります。これはとてもいい表現だと思いました。1回行けばもう十分というところでは困りますので，例えば深大寺や，神代植物園などを，先ほど出た実篤記念館のように，また

行ってみようというようにところにぜひしていきたいと思います。

そのために、様々に細かく考えられていて、これはとても期待が持てると思いますが、ここから質問です。例えば、私のような高齢者がぐるっと見学して、少し疲れたので、くつろごうかなどというぐらいの見学をするのに、どれぐらいの時間を見ればいいのか。そして、ぐるっと高齢者が見るような、見学したくなるような施設になっているのかについて、少し恥ずかしいですが、教えてください。

○大和田教育長 早野郷土博物館長。

○早野郷土博物館長 まず、ぐるっと回って見るということですがけれども、史跡公園の部分、面積もかなり広いです。それから、展示の見方によっても時間のかけ方が違うと思います。なので、早足で歩き去るというようなイメージでいきますと、30分ぐらいのイメージではあると思うのですがけれども、休み休み見るということを考えますと、30分から1時間ぐらいはかかると考えております。

それから、高齢者の方が来たときのくつろぎや、足休めの場ですがけれども、まず史跡公園にベンチを数箇所設けます。公園を歩いているときに疲れたらベンチでくつろぐことが可能と思っております。

それから、ガイダンス施設に移動しますと、1階は展示室になっておりますが、2階が体験学習室という部屋になっております。毎回体験学習を行っているわけではございませんので、何もやっていないときには、いす等ございます。それから、2階の体験学習室から外に出られるデッキというものも整備する予定です。こちらで縄文の自然を見ながら、くつろいでいただくことができると思っております。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 分かりました。皆様お若いので分からないと思いますが、私ぐらいの年齢になると、よくみんなで歩こうとか、よくそのようなグループを見かけます。私も行ったこともあります。行ってみようという施設に、下布田遺跡などが入ってくれたら良いと思ひ、質問したところですが、ベンチがあったり、お茶を飲みながらおしゃべりできるというような施設であるということで、ぜひよろしく願ひします。

最後は質問ではありませんが、ちょうど一昨日、小学校等の教科書の検定結果が公表されました。教科書採択についてのところのぼやきですが、QRコードがついて、教科書が姿を現してきたわけですがけれども、昔教員だった者からすると、これから採択の作業に入っていくことを考えると、大変だろうと思ひます。

これまでの教科書と違って、QRコードから入って、動画とか音声とか、それもちゃんと調査しなければならないとなると、調査に係る時間がかかなり必要になるのではないかと思います。これを言ってもしょうがないことというのは重々承知なのですが、先生たちの働き方改革もある中で、勤務時間外に調査せざるを得ない先生が出てくると少し心配です。終わります。

○大和田教育長　ほかにございませんか。榎本委員。

○榎本委員　私からもこの下布田遺跡の整備について質問と意見を述べさせていただきますと思います。

ここの遺跡の場所は、まさに昔でいうへび山というところで、私も子どものときから、カブトムシやクワガタを捕りに行った、とても自然にあふれている場所だということも認識しています。ここにこんな大きな遺跡の整備をしていくというところで、これは本当に期待していますし、また楽しみで仕方がありません。

そういう中で、一番後ろの概略図というか、絵写真を見せていただくと、本当に緑も多く、またガイダンスしているところの施設では、様々なプログラムが提供される。まして、このガイダンスで提供されるプログラムは、遺跡体験広場というところでは、縄文に関する様々な体験活動、火起こしや土器、土偶作りなどもできる。まさにここに行けば縄文人を味わえる、縄文人になれるという場所だと思います。

ただ、ここに行くまでは、駅からも非常に遠いというところで、この3ページにもありますシェアサイクルの設備であるとか、大型バス乗り入れのスペース確保ということがございますけれども、実際、身障者用の駐車場も1台、自転車置き場も20台、では大型バスは何台入れるのだろうか。例えば、学校単位で、きっと市以外の方も来るのではないかと思います。そのときに、バスで来ることが多いと思われるのです。

1つ目の質問は、バスが何台入れるのか。もし万が一1台しか入れないということであれば、残りのバスはどこに駐車するのか、どういう構想があるのか教えていただきたいというのが1点目。

それと、開放型の公園とするというところで、ましてこのエリアは、公園、児童公園が少ない場所なので、地域の方もこの公園にはすごく期待しています。特にバギーを押すような、まだ小さなお子様がいらっしゃるお母様たちからは、こういう緑あふれる公園ができるのだというので、皆様すごく楽しみにしているのです。

そこで2つ目の質問があります。2ページの上段でありますけれども、ガイダンス施設

内の2階のデッキの動きということがありますが、見学後に空想に浸ることができるデッキに移動する。山並みや空を一望できる、これもとても楽しみです。こういうところで来場された方は、例えばお弁当を広げていいのか、飲食ができるのか、物を食べることができなくてもドリンクはいいのですよとか、何かそのあたりのことも少し教えていただきたいなと思います。

これだけの規模の設備を整備するというのは、今までなかった事業ではないかと思っております。先ほど申しあげましたように、期待もしていますし、本当に楽しみにしています。

2点の質問に対してお答えいただき、私としましては本当に楽しみにしているということをお伝えしたいと思います。よろしく願いいたします。

○大和田教育長 早野郷土博物館長。

○早野郷土博物館長 まず1点目のバスの乗り入れについてでございます。バスの駐車スペースとしましては1台分、表現として何とか確保したということです。まず、史跡公園がございますけれども、こちら、史跡保存のためのエリアになりますので、そこに何か施設を作るような場所ではない。となると、今ある分室の部分の土地を利用して、そこで賄っていかなくてはいけないという事情がございます。なので、何とか1台確保したというのが今の実情です。

それから、そこに確保したときに、道路付けの問題です。この都市マスタープランの中では、農と住環境が調和した、静かな、過ごしやすいまちという位置付けとなっておりますので、頻繁に大型バスが乗り入れることが、都市マスタープラン上、本当に可能かどうかというところも課題ではあります。これが1点目の答えです。

それから、ではほかに大型バスのためにどれぐらいの駐車スペースを確保できるのかというのは、周りの土地の状況等を調べながら、借りられるところはないのか、こんなことでしたら実現できるのではないかと、そういった部分を今後検討していかなくてはならないという、現在検討段階の内容でございます。

また、2点目につきましても、デッキでお弁当を食べたり、飲み物を飲めたりすると確かにいいなという発想でございます。こちら、国庫補助事業としまして、国の補助金を活用した整備としています。第一義的には、史跡を御案内する施設ですよとなっておりますので、その補助要件といいますか、国の見解としましてそういったものが可能かどうか。可能であれば、史跡公園も含めて、デッキの活用も含めてどのようなルールを作っていく

のかというソフト面の部分ですけれども、それも今後の検討の課題と考えております。

○大和田教育長 榎本委員。

○榎本委員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

日程第3 議案

議案第13号 臨時代理の承認について

○大和田教育長 次に、日程第3、議案に入ります。

議案第13号「臨時代理の承認について」を議題といたします。本件について、市川教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 議案第13号「臨時代理の承認について」、御説明いたします。

本件は、調布市教育委員会表彰について、教育長が臨時代理により処理をいたしましたので、その承認についてお諮りするものです。

提案理由ですが、第2回教育委員会定例会までに御承認いただいたものに追加して、新たに表彰候補者の推薦2件が学校長から挙がってきたことから、この推薦について、3学期の終了前に表彰状の授与が行えるよう臨時代理により処理をいたしました。そのため、調布市教育委員会権限委任等に関する規則第4条第2項の規定により、提案するものであります。

続いて、今回の被表彰候補者について説明いたします。

3ページ、令和4年度調布市教育委員会表彰被表彰者名簿を御覧ください。今回は体育、芸能等の文化活動において、特に優秀な功績のあった者としまして2件の表彰候補者の推薦がありました。それぞれの功績については、資料のとおりでございます。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第14号 調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則を廃止
する規則

○大和田教育長 次に、議案第14号「調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則」を議題といたします。本件について、市川教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 議案第14号「調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則」について御説明いたします。資料をお手元に御用意ください。

本件は、議案書の下段に記載のとおり、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、新たに調布市個人情報の保護に関する法律施行条例が施行し、従前の調布市個人情報保護条例が廃止されることから、本規則を廃止するために提案するものです。

内容を御説明いたしますので、2枚おめくりいただいたA4横の資料、個人情報保護法の改正を御覧ください。

下段左側の図にあるとおり、これまで個人情報の保護に関する規程は、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者において、それぞれ個別の法律や条例により、その取り扱いを定めており、市では調布市個人情報保護条例と、調布市特定個人情報保護条例においてその取り扱いを規定しておりました。

同条例では、教育委員会を含む各実施機関における個人情報の取扱いは、各実施機関で定めることとしていたため、調布市教育委員会では、調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則により、個人情報の保護に努めてまいりました。

こうした中、国において、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで個別の法律や条例により定められていた国の行政機関や地方公共団体等の個人情報の取り扱いに関する規定が、本法律を全国共通ルールとしまして統一的に適用されることとなりました。資料の下段、右側の図、改正後にイメージが記載されています。

これを受け、調布市では、これまでの市の個人情報の保護に関する規程であった調布市個人情報保護条例と調布市特定個人情報保護条例を廃止するとともに、市として規定する必要な事項を法律の施行条例という形で定める調布市個人情報の保護に関する法律施行条例を議会へ提出し、決定を受けました。

この調布市個人情報の保護に関する法律施行条例では、個人情報の取り扱いを全国共通ルールとして適用する法の趣旨に鑑み、教育委員会を含む各実施機関における個人情報の

取り扱いに関しても、同条例で定めることと規定いたしました。

これにより、今後の教育委員会における個人情報の取り扱いは、同条例に基づいて執行されることから、令和5年3月31日をもって調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則の廃止を提案するものです。

本規則の廃止後につきましても、新たな個人情報保護条例に基づき、引き続き適正な個人情報保護事務に努めてまいります。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件について、原案どおりとすることで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第15号 調布市教育委員会が管理する保有特定個人情報の保護等に関する規則を
廃止する規則

○大和田教育長 次に、議案第15号「調布市教育委員会が管理する保有特定個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則」を議題といたします。本件について、市川教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 議案第15号「調布市教育委員会が管理する保有特定個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則」について御説明いたします。

本件は、先ほど御説明した議案第14号と同様に、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、新たに調布市個人情報の保護に関する法律施行条例が施行し、従前の調布市特定個人情報保護条例が廃止されることから、本規則を廃止するために提案するものです。

同規則は、調布市特定個人情報保護条例の定めにより、いわゆるマイナンバーを含む個人情報である特定個人情報の取り扱い等を定めた規則です。

本規則に定める内容についても、先ほど御説明申しあげた国の動向と市の対応により、令和5年4月以降は、新たな条例に基づいた運用となることから、同規則の廃止を提案す

るものであります。

本規則の廃止後につきましても、新たな個人情報保護条例に基づき、引き続き適正な特定個人情報保護事務の執行に努めてまいります。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件について、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

ここで少しさかのぼりますけれども、議案第13号で質疑は打ち切ったのですが、その後、この原案でよろしいかどうかの決定をしておりませんので、改めて再度、議案第13号についてお諮りいたします。本件について、原案どおりとすることで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

申し訳ございません。議案第13号について決定することを飛ばしましたので、今決定をさせていただきます。

議案第16号 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、議案第16号「調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について、岡本教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。岡本教育総務課副主幹。

○岡本教育総務課副主幹 議案第16号「調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

提案理由につきましては、資料1枚目、議案書の最下段に記載のとおり、会計年度任用職員の報酬額、職種の 신설、名称、業務内容、資格等の要件及び勤務日数を改めるため、提案するものであります。

それでは、17ページをお願いします。添付しました新旧対照表により、主な改正内容について説明いたします。

資料を横向きに見まして、右側は改正前で、こちらも現状の規定から、左側の改正後に改める内容であり、改正箇所は下線を付記しております。

初めに、報酬額に伴う改正箇所になります。項番1から33の職種のうち、項番19, 22, 30以外の職種について、市長部局における調布市会計年度任用職員の報酬額の引き上げに伴い、教育委員会所管の会計年度任用職員についても、時間単位の報酬を一律20円値上げた額に改正いたします。

また、23から24ページ、項番16に記載のチーフスクールソーシャルワーカー、28ページ、項番22に記載のエデュケーションアシスタント及び32ページ、項番30に記載の図書館運営指導支援員は、新たな職種を新設するために改正いたします。

次に、21ページにお戻りいただき、項番12に記載の特別支援学級支援員は、名称を変更するために改正いたします。

続きまして、28ページ、項番23に記載の青少年交流館専門員は、現状に即した形に改めるため、業務内容、資格等の要件及び勤務日数を変更するために改正いたします。

また、33ページ、項番32に記載の公民館専門員は、講座の企画、運營業務等の充実を図るため、資格等の要件を変更するために改正いたします。

最後に、18ページにお戻りいただき、項番3に記載の学校給食調理専門員と、同ページ、項番5に記載の調布市教育委員会技能補助員。給食調理員は、勤務日数を年192日から年192日以内に変更するために改正いたします。

なお、本改正内容は、令和5年4月1日から施行させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第17号 調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、議案第17号「調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について、関口教育総務課施設担当課長から提案理由の説明を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 議案第17号「調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

提案理由につきましては、資料の1枚目、議案書の最下段に記載のとおり、従前は施設ごとに発行が必要だった土曜フリーパスについて、調布市民体育施設条例施行規則第9条第2項に規定する土曜フリーパスに一本化することで、市内に在住または在学する小学校の児童または中学校の生徒の利便性向上を図るとともに、所要の改正を行うため、提案するものです。

それでは、1枚おめくりいただき、資料の1ページから10ページにかけては、第1号、第2号、第5号、第11号様式を記載しておりますが、レイアウト等所要の改正を行いました。

続きまして、主な改正内容についてですが、12ページ、新旧対照表を御覧ください。

12ページ、新旧対照表1/8ページから、16ページ、新旧対照表5/8ページにかけては、各様式のタイトルと同一の表記に改めるものであります。

資料17ページ、新旧対照表6/8ページ、第11条については、調布市総合体育館、調布市民プール、調布市立調和小学校プール、調布市武者小路実篤記念館の4施設において、市内に居住する児童・生徒及び市内小・中学校に在学している児童・生徒が土曜日に利用する場合に無料となる土曜フリーパスの申請手続において、従前は市長及び教育委員会に対して申請していたものを、調布市民体育施設条例施行規則により、市長に対して行うものとし、土曜フリーパスを所持する者が調和小学校プールを利用できるように改めるものであります。

続きまして、資料19ページ、新旧対照表8/8ページ、各種様式については、所要の改正を行うほか、第12号、第13号様式については削除するものです。

なお、本規則改正については、令和5年4月1日から施行させていただきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしいですね。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第18号 調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、議案第18号「調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について、三井指導室学校教育担当課長から提案理由の説明を願います。三井指導室学校教育担当課長。

○三井指導室学校教育担当課長 議案第18号「調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている学校の管理運営について必要な事項を定めている規則でございます。

提案理由は、調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定に伴い、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールを設置した学校における学校評価及び学校評議員に関する規定を加えるほか、東京都教育委員会において、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正が行われたことに伴い、教育職員等の業務量の適切な管理をするため、本規則の整備を行うものです。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。7/12ページをお開きください。令和5年度から、市内小・中学校3校に新たに学校運営協議会が設置されますが、第14条の5及び第14条の6に規定されている学校評価、学校評議員の役割を今後、学校運営協議会が担うことから、学校運営協議会を設置する学校はそれぞれの規定から除外する旨、改めるものです。

次に、11/12ページをお願いいたします。こちら、新たに第29条、教育職員の業務量の適切な管理を規定し、国のガイドラインや東京都教育委員会が定めた、いわゆる時間外在校と時間の上限を定めます。

また、12/12ページ、最終ページになりますけれども、第3項では、本規則に規定するほか、教職員の業務量の適切な管理などについては、前回の教育委員会定例会で御決定いただきました調布市立学校における働き方改革プランにより、適切に管理を行う旨、規定します。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件について、原案どおりとすることで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第19号 調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

○大和田教育長 次に、議案第19号「調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について、三井指導室学校教育担当課長から提案理由の説明を願います。三井指導室学校教育担当課長。

○三井指導室学校教育担当課長 議案第19号「調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令」について御説明いたします。

本改正は、地方公務員法の改正に伴いまして、引用する条項を改める内容でございます。議案第19号の新旧対照表をお願いいたします。

第1条の趣旨は、本規定の対象となる職員等を定義しているものであります。右側の改

正前、地方公務員法第28条の5第1項は、学校に勤務している再任用の短時間勤務職員を引用しているものですが、地方公務員法の改正に伴い、引用する条項にずれが生じたため、改正後の条項に改めるものです。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日を予定しております。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件について、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第20号 調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

○大和田教育長 次に、議案第20号「調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について、三井指導室学校教育担当課長から提案理由の説明を願います。三井指導室学校教育担当課長。

○三井指導室学校教育担当課長 議案第20号「調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」について御説明いたします。

本改正は、地方公務員法の改正に伴いまして、引用する条項を改める内容であります。

議案第20号の新旧対照表をお願いいたします。右側の改正前、地方公務員法第28条の4第1校及び28条の5第1項は、学校に勤務している常勤の再任用と、再任用短時間勤務職員を引用しているものですが、地方公務員法の改正に伴い、改正後の条項に改めるものです。

施行日は、令和5年4月1日を予定しております。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件について、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第21号 調布市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

○大和田教育長 次に、議案第21号「調布市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について、三井指導室学校教育担当課長から提案理由の説明を願います。三井指導室学校教育担当課長。

○三井指導室学校教育担当課長 議案第21号「調布市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令」について御説明いたします。

本改正は、地方公務員法の改正に伴いまして、引用する条項を改める内容であります。

議案第21号の新旧対照表をお願いいたします。右側の改正前、地方公務員法第28条の5第1項は、学校に勤務している再任用の短時間勤務職員を引用しているものですが、地方公務員法の改正に伴い、改正後の条項に改めるものです。

施行日は、令和5年4月1日を予定しております。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第22号 調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、議案第22号「調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について、佐藤指導室副主幹から提案理由の説明を願います。佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹 議案第22号「調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

本改正につきましては、適用指導教室の利用に係る審査方法を改めるため、提案するものでございます。

それでは、新旧対照表1／3ページを御覧ください。

改定内容としましては、利用の審査に係る検討委員会を削るものでございます。これまで適応指導教室の利用決定については、検討委員会を開催し、審査してきましたが、今年度、新たに訪問型支援「みらい」を実施する中で、不登校児童について適応指導教室の利用の可、不可を検討検討するだけでなく、どのような支援が必要かを検討し、より速やかに適切な支援が受けられるようにするため、改正いたします。

改正後につきましても、これまでと同様に面談や会見を実施し、その結果を踏まえて、適応指導教室の利用について、教育支援に携わる関係者で検討して決定してまいります。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。千田委員。

○千田委員 では、質問をさせていただきます。ただいまの説明にも少しあったかと思いますが、少し聞き逃したところもあり、もう一度質問したいと思います。

この提案理由の中に、利用の審査方法を改めるためということで、この審査方向を改めるための、なぜ改めなくてはならないのか。これまでの状況とその問題点、それから、改善に当たって基本的な考え方や、大事にしていきたいようなこと。これまでの成果もあるでしょうし、そのあたりを教えていただきたいと思います。

○大和田教育長 佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹 これまで、適応指導教室の利用につきましては、検討委員会を開催して審査してきたところではございますが、今年度、新たに訪問型支援「みらい」を実施したという中で、様々な支援事業ができているところでございます。

不登校児童につきましては、適応指導教室が使える使えないといったことだけを検討するのではなくて、どのような支援が必要かということを検討していくことが大切だと考えております。そういった目的がございますので、今回、適応指導教室の検討委員会を廃止いたしまして、今現在、指導室で教育支援会議という教育相談、教育支援に携わる教育支援コーディネーター、太陽の子の指導員等が集まりまして、月1回開催しているところでございますので、その会議を利用して、どういった支援が必要かというところを検討していきたいと考えております。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 分かりました。これまでやってきている中身を、この教育支援会議の中で充実させるというねらいなのだと思います。大事なのは、そのお子さんにとって、本当に

今の対応でいいのか、学校や保護者やそれぞれ適切な対応の仕方をしていたのかなどをきちんと見て、適応教室に入室するのが本当に適切な時期なのかどうかというあたりもきちんと判断していかないといけないと思いますけれども、今この教育支援会議のメンバーを伺って、この方々であれば、様々な方面から分析できると思いました。月1回が妥当かどうかは少し難しいかもしれませんが、入室がスムーズに行くような手だてを講じているということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○大和田教育長　ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○大和田教育長　ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○大和田教育長　御異議なしとのことでありませぬので、さよう決定いたします。

議案第23号　調布市教育相談所処務規程の一部を改正する訓令

○大和田教育長　次に、議案第23号「調布市教育相談所処務規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について、佐藤指導室副主幹から提案理由の説明を願ひませぬ。佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹　議案第23号「調布市教育相談所処務規程の一部を改正する訓令」について御説明いたします。

本改正につきましては、調布市教育相談所の利用状況に関する報告時期を変更するため、提案するものでございませぬ。

それでは、新旧対照表3／4ページを御覧ください。

改正内容としましては、これまで教育相談所の利用状況について、上半期分を10月に、下半期分を翌年度4月に報告させていただき、それに加え、年度の事業実施状況を翌年度の4月に御報告させていただいておりました。

報告時期を公民館、図書館、郷土博物館と合わせ、年度の利用状況と事業の実施状況を年度終了後、速やかに報告させていただき内容に改めるものでございませぬ。

説明は以上でございませぬ。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申しあげませぬ。

○大和田教育長　以上で説明は終わりました。これより質疑を求めませぬ。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第24号 令和5年度調布市教育相談所事業計画（案）について

○大和田教育長 次に、議案第24号「令和5年度調布市教育相談所事業計画（案）について」を議題といたします。本件について、佐藤指導室副主幹から提案理由の説明を願います。佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹 調布市教育相談所処務規定第7条により、令和5年度調布市教育相談所事業計画を策定するため、提案いたします。

調布市教育相談所では、新たに策定された令和5年度からの調布市基本計画、調布市教育プラン、第2期調布市特別支援教育推進計画に基づき、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人に寄り添い、個に応じたきめ細やかな教育相談の充実を図ってまいります。

1 ページの来所相談、電話相談事業では、様々な困難を抱える児童・生徒及びその保護者に寄り添った相談を継続してまいります。

2 ページの就学相談事業では、就学前の就学先についての相談から、学齢期を通しての継続的な支援を意識した相談を実施してまいります。巡回相談事業におきましては、医師や臨床心理士、言語聴覚士や作業療法士等の専門家が学校の要請に応じて巡回し、児童・生徒の観察を通して、学校生活における適切な支援についての助言や相談を行ってまいります。

これらの相談事業の充実を図りながら、状況に応じた総合的な支援となるよう、教育相談所相談員、教育支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して相談事業を行ってまいります。

各相談事業について相談しやすくなるための広報活動等を実施していくとともに、担当者の専門性を高めるための研修についても、引き続き積極的に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。細川委員。

○細川委員　この資料の3ページでありますけれども、広報活動の中に「教育相談だより」が、昨年は12月でしたけれども、次年度は1月に発行するということになっていますが、何か変更する理由があったのかということが1点。

それと、その2つ下ですが、小1の個別面談というのがこれまであったと思うのですが、ここにも中1の個別面談というのが加わっています。これについての理由とねらいというところを教えていただければ幸いです。

○大和田教育長　佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹　まず1点目の「教育相談だより」発行月につきましては、1月にした理由としましては、新入学児童、これから入学してくる児童の新入学保護者説明会が1月以降に行われております。そこでも、どういった教育相談ができるのかというのを周知するために、それに合わせて1月に発行させていただいているものでございます。

続きまして、小1、中1個別面談につきましては、これまで小学校1年生の保護者を対象に面談を実施してきましたが、今年度から中学校につきましても、小学校から中学校に変わるところで、環境が変わるといふところもございまして、中学校1年生も対象にした診断を開始したところでございます。

令和5年度につきましては、引き続き中学校1年生も対象とした個別面談を実施していきたいと考えております。

○大和田教育長　細川委員。

○細川委員　今年度から中1の個別面談も始めたということですね。この結果といいましょうか、いかがだったのか。あまり細かいことは言えないかもしれませんが。

○大和田教育長　佐藤指導室副主幹。

○佐藤指導室副主幹　小学校、中学校それぞれ2日ずつ、最大で16件ずつで申し込みを受け付けたところでございます。令和4年度につきまして、小学校が5件、中学校が6件の御相談をいただいたところになります。内容につきましては、やはり登校渋りであったりとか、発達に関することですかの御相談をいただいたところになります。

○大和田教育長　細川委員。

○細川委員　ありがとうございます。中学校6件来られたということで、実施してよかったと思います。ありがとうございました。

○大和田教育長　ほかにございませんか。千田委員。

○千田委員　これは質問でも意見でもなく感謝というか、お願いしたいことですが、2

ページ目の就学相談のところの4行目から、動画掲載について載っていますが、昨年の計画の中には、これはなかった中身ではなかったと思います。関係の方々の努力があって、作成されてきているのだと思います。私も見ましたけれども、分かりやすくなっていると思いました。市民の期待もとても大きいと聞きましたけれども、今後もアップデートしながら、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○大和田教育長 御意見ということでよろしいですか。

○千田委員 はい。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件について、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第25号 令和5年度調布市立公民館事業計画(案)について

○大和田教育長 次に、議案第25号「令和5年度調布市立公民館事業計画(案)について」を議題といたします。本件について、鈴木東部公民館副館長から提案理由の説明を願ひます。鈴木東部公民館副館長。

○鈴木東部公民館副館長 議案第25号「令和5年度調布市立公民館事業計画(案)について」提案理由を御説明いたします。

本件は、調布市公民館処務規定第5条第1項の規定により、調布市公民館運営審議会での協議を経ましたので、令和5年度調布市公民館事業計画を策定するため、提案するものです。

初めに、本事業計画の構成ですが、公民館ごとに冒頭で計画の基本的な考え方を整理するとともに、それに続く一覧表で、青少年教育、高齢者教育、家庭教育、成人教育、国際理解教育の5つの学習分野を主軸に、個別の事業を整理しています。

基本的な考え方を反映した3公民館共通の観点としましては、学びを通じた地域づくり、仲間づくりを支援する観点や、学びの成果が生活課題や地域課題の解決に生かされる事業展開に努める観点などが挙げられます。

また、個別の事業には、施設特性や地域性、これまでの取組経過などを加味した内容を

反映させています。

1 ページをお願いいたします。初めに、東部公民館です。東部公民館では、No.1 から 5 において、5 つの学習分野の基本的な考え方を、6 及び 7 に地域の学び合いの輪を広げる事業展開や団体育成支援に関する基本的な考え方を整理しています。

2 ページから 5 ページまでに、個別の事業と内容を記載しております。東部公民館は、国分寺崖線の緑豊かな住宅街に位置し、仙川商店街を中心としまして、周辺に教育関連施設が多いことが特徴となります。このような地域的な魅力を生かしながら、人と人とのつながりや、地域との結び付きを大切にした事業展開を図ってまいります。

次に、6 ページから 9 ページまでが西部公民館となります。西部公民館では、6 ページ、No.1 から 6 において、基本的な考え方を整理しています。西部公民館は、市の西南部に位置し、周辺には生産緑地も残り、多摩川などの自然環境にも恵まれています。

事業では、市民講座、地域文化祭などの参加型の事業、中でも子育てセミナーに代表される家庭教育事業に力を入れるとともに、サークル活動の支援にも取組を進めています。

令和 5 年度は、開館 40 周年を迎えることから、地域の再発見、再認識につながる事業を意識し、さらなる地域との連携に取り組みます。

最後に、10 ページから 13 ページまでが北部公民館となります。北部公民館では、10 ページ、No.1 から 8 において基本的な考え方を整理しています。北部公民館は、美術室や防音機能を有する学習室、陶芸がま、茶室などの設備が充実しており、周辺環境では、緑あふれる上ノ原公園や、児童・生徒数が多い上ノ原小学校、神代中学校に隣接し、地区協議会や健全育成推進地区委員会などの地域団体の活動が活発です。

こうした地域特性を生かし、地域で活動している団体と連携を図りながら、地域に根差した公民館事業を展開してまいります。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御承認いただけますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件について、原案どおりとすることで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第26号 令和5年度調布市立図書館事業計画（案）について

○大和田教育長 次に、議案第26号「令和5年度調布市立図書館事業計画（案）について」を議題といたします。本件について、高橋教育部副参事兼図書館長から提案理由の説明を願います。高橋教育部副参事兼図書館長。

○高橋教育部副参事兼図書館長 議案第26号「令和5年度調布市立図書館事業計画（案）について」、御説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

1ページは、図書館事業全体の柱となる方針を記載しております。調布市立図書館は、これまで社会の変化、新たな課題へ対応していくことを前提にしながら、3段落目に記載のとおり、兼ねてから中央図書館及び10の分館から成る図書館システムを構築し、いつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できるということを基本に運営を行ってきております。

引き続き、次の段落に記載のとおり、図書館の役割としまして、市民の読書活動を推進し、様々な情報、資料の収集及び提供を行い、調査研究の支援拠点であり続けること、さらには地域に根差した市民文化の創造に寄与するため、図書館協議会やボランティア活動等、市民の参加と協働を得て、積極的な図書館活動を展開することを基本方針といたします。

次に、2ページの(1)図書館運営体制から、4ページの(9)行政内部、各種団体・機関等との連携の推進まで9つの個別的な項目について方針を記述しております。

これらの個別の方針の内容については、昨年度と同様の内容となっております。

次に、この方針を基に取り組む事業といたしまして、主要事業を5ページ以降、5ページの(1)運営関連事業から、10ページ、(9)施設整備まで大きく9つに分類して計画しているところです。これら主要事業につきましても、(1)から(8)までは従来から継続して実施しているものとなりますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、10ページの(9)施設整備につきましても、一部今年度からの繰り越しで実施するものを除き、こちらは新たに実施するものとなります。

最終ページですが、11ページに記載の新緑ヶ丘分館整備事業及び宮の下分館新築工事設計業務委託につきましても、老朽化した分館の移転、新築に向けた準備を行うものであります。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件について、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第27号 令和5年度調布市郷土博物館事業計画(案)について

○大和田教育長 次に、議案第27号「令和5年度調布市郷土博物館事業計画(案)について」を議題といたします。本件について、御前郷土博物館副館長から提案理由の説明を願います。御前郷土博物館副館長。

○御前郷土博物館副館長 議案第27号「令和5年度調布市郷土博物館事業計画(案)について」、御説明いたします。

本案は、調布市郷土博物館処務規定第6条により、令和5年度調布市郷土博物館事業計画を策定するため、提案するものです。

主な内容について御説明いたします。

初めに、1ページのI、方針を御覧ください。博物館事業においては、収集、保存、調査研究、展示、普及といった基本機能を発揮するとともに、改正博物館法の趣旨を踏まえ、蓄積された知見を発展的に未来に生かす観点から、各種取組を推進します。

また、文化財保護事業においては、文化財の保存の取組だけでなく、文化財の価値や魅力を発信し、地域の再認識やまちの活性化につながる取組を展開してまいります。

次に、III、博物館事業、1、郷土博物館管理運営を御覧ください。令和5年度は294日の開館と57日の休館、次の2ページの記載になりますけれども、収蔵資料等点検やくん蒸消毒等を行うため、15日の臨時休館を予定しております。

続きまして、2、郷土博物館事業、(1)展示活動を御覧ください。こちらの表内の種別、上から3つ目の企画展では、多くの作品を御寄贈いただいた中川平一氏の作品展や、都内では数例しかない小銅鐸が出土した染地遺跡展を開催します。

次のページ、3ページ、(2)教育普及活動では、表内左側の種別最下段の学校教育連携事業において、館内での団体見学の再開を予定しています。

また、(3)資料の収集、整理、保存、調査・研究では、キ、収蔵資料データベースの整

備・公開や、ク、失われるおそれのある郷土博物館の歴史、文化の記録作成に取り組みます。

4 ページをお願いいたします。(7)開館50周年記念事業に関しては、令和6年度の開館50周年記念事業に向けた準備を5年度に行います。

また、(8)郷土博物館機能の在り方や方向性の整理としまして、職員による現状と課題の整理を行います。

続きまして、3、深大寺水車館管理運営です。5 ページをお願いいたします。

現在、水車館は開館しておりますが、水車の水は、ひきうす等の交換修繕のため、水車小屋は使用できない状況となっております。したがって、(5)教育普及活動は完了後の再開となります。

続きまして、IV、文化財保護事業1、文化財保護審議会を御覧ください。文化財保護事業では、文化財保護審議会での調査、審議に基づき、文化財の指定登録を推進します。

6 ページをお願いいたします。3、文化財の保護・普及活動では、適切な文化財の保存管理を行うとともに、(2)、イの表題にありますとおり、東京文化財ウィークへの参画、学校連携や自治体間連携事業のほか、(3)郷土芸能の保存と後継者の育成に取り組みます。

続いて、7 ページをお願いいたします。(4)国史跡下布田遺跡整備事業の推進として、令和5年度は実施設計を行うとともに、市民ワークショップの開催や、地元小学校や地区協議会と連携して、地域の活力の向上に資する積極的な取組を展開します。

最後に、4、埋蔵文化財の発掘調査です。(1)、(2)において引き続き埋蔵文化財の届出事務、発掘調査等を継続するとともに、行革プランに基づき、効果効率的な事業運営のため、(3)調布市遺跡調査会の体制見直しの検討を行います。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御了承くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。千田委員。

○千田委員 まず、この計画案自体、とても分かりやすく整理されているのではないかと。以前よりもまた整理されていていいなと思いました。

それから、4 ページの(7)番、開館50周年記念事業。そうか、50年たつのだということに感慨深いのですが、準備をよろしくお願ひします。

そして、その下です。さりげなく一番最後の(8)になっていきますけれども、郷土博物館機能の在り方や方向性の整理とあります。これはとても重要なことだろうなと思います。

「博物館職員において」ということで、大変な作業になると思いますけれども、取組の状

況は時々報告いただけると思いながら、楽しみにしております。

意見です。

○大和田教育長　ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○大和田教育長　ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○大和田教育長　御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

これ以降の議案は非公開と決定しておりますので、ここで傍聴者の方は御退席をお願いいたします。本日も傍聴ありがとうございました。

非公開

○大和田教育長　以上で今定例会に付されました案件はすべて終了いたしました。

これにて令和5年調布市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員